

お亡くなりになった方に係る主な手続き

＜死後速やかにおこなう手続き＞

要	済	手続きの種類	手続き先	期 限	必要書類
共通		死亡届	市民課 お亡くなりになった方の 死亡地・本籍地又は 届出人の所在地の 市区町村窓口	事実を知ったときから 7日以内 国外での死亡はその 事実を知ったときから 3ヶ月以内	死亡届 (医師の発行した死亡診断書または死体検案書を添付) 届出人の印鑑(朱肉を使うもの) ※同時に火葬許可証の申請を行うため、事前に火葬場の予約が必要

＜葬儀終了後におこなう手続き＞

要	済	手続きの種類	手続き先	期 限	必要書類
共通		世帯主の変更	市民課	14日以内	本人確認できるもの、など
年金		国民年金	年金の加入状況等により手続き先が異なります。 日本年金機構相模原年金事務所(042-745-8101)にお問い合わせください。		
		厚生年金 共済年金 企業年金等	加入中の場合は会社等の年金担当の方にお問い合わせください。 年金受給中の場合は、年金支給ハガキ等に記載されている連絡先にお問い合わせください。		
保険		国民健康保険 資格喪失手続き	保険年金課	死亡届と連動	被保険者証を返還
		国民健康保険 後期高齢者医療 葬祭費請求		葬儀から 2年以内	喪主の印鑑、喪主名義の振込先口座番号、 葬儀費用領収書または会葬礼状、など
		社会保険等 埋葬料請求	健保組合	2年以内	請求書、保険証、死亡診断書の写し、印鑑、 振込先口座番号、葬儀費用領収書、など
		介護保険の 資格喪失	介護保険課	死亡届と連動	被保険者証を返還

※必要書類と届出される方についてはそれぞれに応じて異なるため、詳細は手続き先にご確認ください。

＜その他の手続き＞

要 済	手続きの種類	手続き先	期 限	備 考
税金	準確定申告	お亡くなりになった方の 住所地の税務署	4ヶ月	お亡くなりになった方に確定申告が必要な場合、 期限は翌年3月ではなく、死亡後4ヶ月以内です。
	相続税の申告		10ヶ月	相続税の対象となる財産の総額が基礎控除額以内 であれば、申告の必要はありません。
	市・県民税	市民税課	速やかに	お亡くなりになった後に納めていただく市・県民税は、 相続人に納めていただくこととなります。 その関係書類を受領する相続人代表の届出が必要です。 ※1月1日現在の住所地にて、前年中の所得に応じ課税されます。 そのため、1月2日以降にお亡くなりになった場合も、その年度の 市・県民税は納付いただくこととなります。
	固定資産税	資産税課	—	登記名義人がお亡くなりになった方のままの場合、 相続人代表者を相続人の中から指定していただきます。
家庭裁判所	相続放棄	お亡くなりになった方の 住所地の家庭裁判所	3ヶ月	自分が相続人になったことを知った日から3ヶ月 以内に相続放棄をすることで、最初から相続人 ではないこととなります。
	遺言書の検認		速やかに	自筆証書遺言で相続手続きを行うには、家庭 裁判所での検認が必要です。
名義変更	預貯金	金融機関	—	相続による名義変更は、原則として、遺言があれば 遺言、遺言がなければ遺産分割協議書の内容に したがって手続きを行います。 遺産分割協議書とは、どのように遺産を分けるか について、相続人全員で協議した結果を文書にし たものです。 市民相談では各専門家による相談を受け付けてい ます（詳細は「相談のご案内」をご参照ください）。 窓口〔市民相談課〕：046-260-5104 法律相談：弁護士による法律問題の相談（要予約） 税務相談：相続税、確定申告などの相談（要予約） 司法書士相談：不動産登記手続きの相談（要予約） 行政書士相談：遺言、遺産分割協議書の相談 各専門家へ依頼される場合は、下記の各団体に 直接お問い合わせください。 横浜弁護士会：045-211-7700 東京地方税理士会：045-243-0511 神奈川県司法書士会：045-641-1372 神奈川県行政書士会：045-641-0739
	不動産	法務局	—	
	株式	証券会社	—	
	普通自動車 二輪車(125cc超)	相模自動車 検査登録事務所	—	
	軽自動車	軽自動車検査協会 神奈川事務所 相模支所	—	
	二輪車 (125cc以下)	市民税課	—	
その他	生命保険金の請求	契約先保険会社	2年以内	
	公共料金などの 解約・契約変更	各契約先会社	—	電気、ガス、水道、NHK、新聞、電話、 プロバイダ、クレジットカード、など
	運転免許証	警察署	—	返却
	パスポート	県旅券課	—	返却

※必要書類と届出される方についてはそれぞれに応じて異なるため、詳細は手続き先にご確認ください。